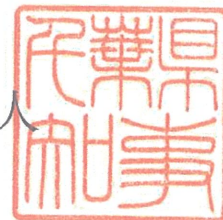


令和 4年 6月20日

創家建設工業 (株)

岸 健太郎 様

千葉県知事 熊 谷 俊 人



特定 建設業の許可について (通知)

令和 4年 5月 10日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号	千葉県知事 許可(特一 4) 第 43991 号
許可の有効期間	令和 4年 6月 21日から 令和 9年 6月 20日まで
建設業の種類	

建築工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業

大工工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
内装仕上工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年 5月 21日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)